



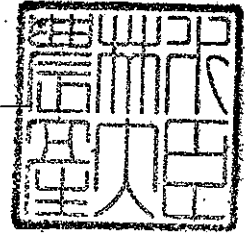
18消安第3974号

平成18年7月10日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 中川 昭一



食品安全基本法第24条第2項に基づく報告について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項について貴委員会に報告する。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づく飼料中の農薬の残留基準の設定に際し、当該残留基準の設定が食品安全基本法第11条第1項第3号に該当することから、同法第24条第1項ただし書の規定に基づき、同項本文の規定に基づく同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価の依頼を事前には行わないこととしていたところ、平成18年5月29日をもって飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成18年農林水産省令第49号）を施行し、当該残留基準を設定したこと。

